



子ども・子育て支援新制度について

平成29年4月

内閣府子ども・子育て本部

＜子ども・子育て支援新制度の実施＞

子ども・子育て支援新制度により

- ・幼児期の教育・保育の質の向上、認定こども園制度の改善、小規模保育等の地域型保育給付の創設、地域の実情に応じた子ども・子育て支援施策の充実等が図られ、
- ・保育認定に当たり、これまで「保育に欠ける事由」としていたものを、「保育の必要性の事由」とすることにより、必要な方が保育を利用できるようになったところ。

制度の枠組み

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号閣法)

子ども・子育て会議（法定審議会：有識者で構成）

教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議（平成28年4月 3府省局長級決定）

教育保育共通の財政支援

施設型給付

認定こども園(0～5歳)

保育園(0～5歳)

幼稚園(3～5歳)

地域型保育給付(0～2歳)

小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内の各保育

地域の実情に応じた子育て支援

地域子ども・子育て支援事業(13事業)

- ・利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり、乳幼児家庭全戸訪問、養育支援訪問、子育て短期支援、子育て援助活動支援
- ・延長保育、病児保育、放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収補足給付、多様な事業者の参入促進・能力活用

企業主導型の多様な保育サービスの拡大等(平成28年度～)

仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

内閣府の役割

＜子ども・子育て支援新制度の適正な実施＞

○新制度は平成27年度に本格施行、内閣府の特別の機関「子ども・子育て本部」が担当

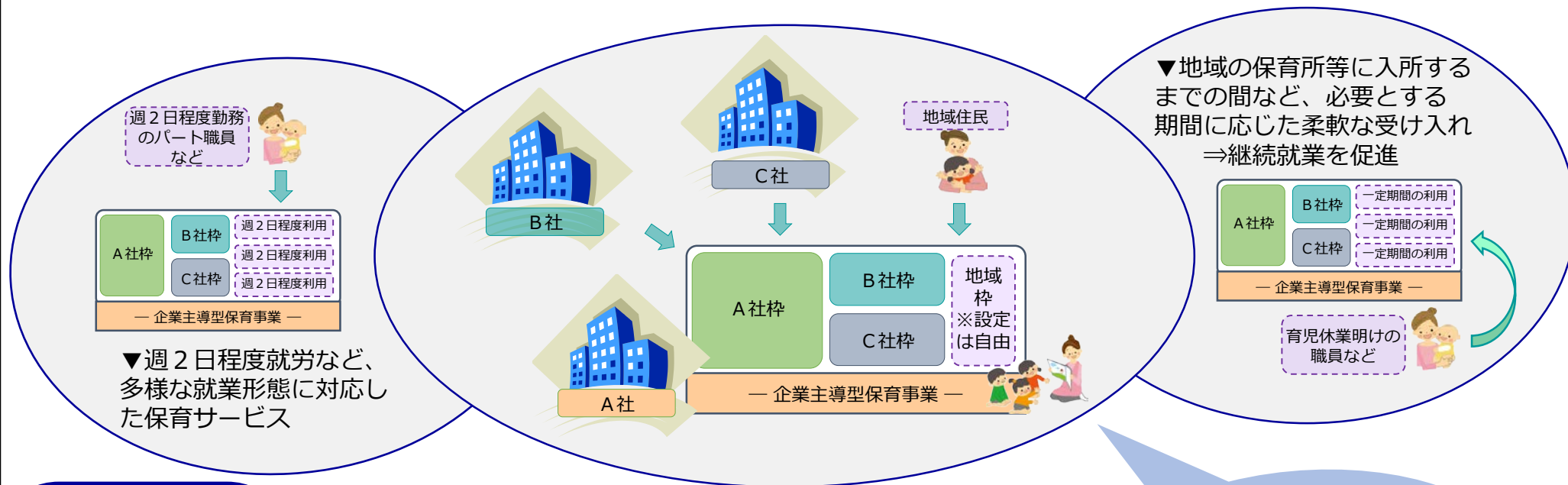
○子ども・子育て会議(法定審議会)における法の施行状況に関する調査審議などを踏まえつつ適正に実施

各種データ

	平成27年		平成28年	
保育所等の利用児童数	2,373,614人		2,458,607人(前年比+約8万5千)	
	箇所数	受け入れ枠	箇所数	受け入れ枠
認定こども園	2,836	約39万人	4,001	約54万人
小規模保育事業	1,655	約2万5千	2,429	約4万2千
事業所内保育事業	150	約5,100	323	約6,300

企業主導型保育事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

- ◎ 保育の受け皿拡大を進めているが、女性の就業率上昇等に伴う潜在需要の顕在化に対応するため、**受け皿拡大を更に加速**させる必要がある。
- ◎ 今後、女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、**待機児童解消加速化プラン**に基づく平成29年度末までの受け皿整備の目標のうち、**5万人を整備**。(平成28年度予算: 拠出金+0.5%(約800億円)、平成29年度予算案: 拠出金+0.8%(約1,300億円))
- ◎ 事業所内保育を主軸とした**企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービス**の拡大を支援する仕組みを創設する。
- ※ 運営費の補助単価については、子ども・子育て支援新制度の各種単価を参考に設定。



本事業の特徴

- 設置に**市区町村の関与なし**
- 利用も**直接契約**
- 地域枠設定も自由
- **複数企業の共同利用も自由**
- **柔軟な人員配置**
- **多様な勤務形態に対応した多様な保育サービスも可能**
- **整備費・運営費を補助**

多様な就労形態に対応した延長保育、夜間保育、休日保育等多様な預かりを必要に応じて実施

企業主導型保育事業の現状

企業主導型保育事業の進捗状況

(1) 助成申請の状況^注 1,235施設／27,155人(定員) 注: 申請ベースであり、今後変動がありうる。

(2) 助成決定の状況 620施設／14,351人(定員) (2月20日現在)

- ・施設規模・・・20人以下が40%、60人以上が18%
- ・企業規模別・・・大企業が40%、中小企業が60%
- ・業種・・・医療・福祉が最も多く55%、次いでサービス業15%、製造業7%、教育・学習支援業6.4%、卸売業・小売業6%

【その他データ】

○保育士比率

100%(55.9%)、75%(23.0%)、50%(21.1%)

○運営形態

企業設置(単独利用) (44.0%)

企業設置(共同設置・共同利用) (39.0%)

保育事業者型 (17.0%)

○地域枠の設定状況

有 (74.8%) なし (25.2%)

○平成28年4月に待機児童数50人以上の市町村
又は待機児童が増加(変化なしを含む)した市町村
「283施設、定員6,352人」

業種別(保育事業者除く。)

